

水第 5 号議案「活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴えの提起」 について

令和元年 11 月 22 日に公正取引委員会は、東日本地区の地方公共団体が発注する活性炭の供給事業者に対し、談合を行っていたとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）違反（不当な取引制限の禁止）で、再発防止に向けた排除措置命令と課徴金納付命令を出しました。

横浜市においては、水道局の西谷、川井及び小雀の 3 浄水場が発注した 14 件が課徴金納付命令の対象となっています。この 14 件について、談合による損害があったと判断したため、①供給事業者 6 社に加えて、排除措置命令書の記載から②窓口事業者[※] 8 社も談合に関与していたと判断し、計 14 社に対し、連帯して損害賠償を求める訴えを提起します。

※窓口事業者：供給事業者の指示により、入札又は見積書の提出をした者であり、横浜市と直接の契約相手

1 訴訟の概要

(1) 請求額

8,086 万 8,532 円及び遅延損害金

(2) 請求額の算定方法

談合期間（平成 25 年 10 月 24 日から平成 29 年 2 月 20 日まで）に締結した、課徴金納付命令の対象となった契約の平均単価と、談合期間直後である平成 29 年度契約の平均単価の差額に基づき損害額を算定しました。

(3) 訴えの相手方（計 14 社）

① 供給事業者（6 社）（排除措置命令書の宛名人目録の順）

本町化学工業(株)（東京都足立区）	(株)クラレ（岡山県倉敷市）
大阪ガスケミカル(株)（大阪市西区）	太平化学産業(株)（大阪府中央区）
水 ing(株)（東京都港区）	朝日汙過材(株)（岐阜県土岐市）

② 窓口事業者（8 社）（契約の年度順）

大豊商事(株)（名古屋市中村区）	エスケー化学(株)（横浜市栄区）
日之出産業(株)（横浜市都筑区）	(有)島田商店（千葉県船橋市）
田辺商事(株)（横浜市中区）	本町化学商事(株)（横浜市保土ヶ谷区）
協和総業(株)（横浜市神奈川区）	明立産業(株)（横浜市保土ヶ谷区）

(4) 裁判所

横浜地方裁判所に提訴します。

(5) 請求の根拠

民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条（共同不法行為者の責任）を根拠とします。

2 横浜市の対応の経緯

(1) 令和元年 11 月 22 日

公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限の禁止）で、再発防止に向けた排除措置命令及び課徴金納付命令を出しました。

その後、横浜市では損害額の算定について 4 回の法律相談のほか、統計学の専門家へ分析を依頼し対応を検討しました。

(2) 令和 4 年 11 月 1 日

横浜市は、排除措置命令及び課徴金納付命令が出された供給事業者 6 社に加え、横浜市と直接契約のあった窓口事業者 8 社の計 14 社に対し、不当な取引制限により生じた損害賠償金の支払いを請求しました。（支払期限 11 月 30 日）

(3) 令和 4 年 12 月 19 日

支払いが確認できなかったため、14 社に対し、督促状を発送し（12 月 19 日）、損害賠償金の支払いを請求しましたが、支払期限（12 月 28 日）を過ぎても 14 社からの支払いはありませんでした。